

別紙 1



小商第58号
令和7年5月20日

徳島県知事 殿
(企業支援課扱い)

小 松 島 市 長
(商工観光課)



ダイレックス株式会社（大規模小売店舗「(仮称) ダイレックス小松島江田店」）の届出に係る大規模小売店舗立地法に基づく意見について（回答）

令和7年4月4日付け企第13号で照会のありましたこの届出については、次のとおり意見を述べます。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ダイレックス小松島江田店
所在地 小松島市江田町字腰前20番2ほか
- 2 意 見 別添のとおり

事項（項目）名	1 住民の利便及び業務の利便の確保のために配慮すべき事項 (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項 カ 経路の設定等
意見の内容	店舗周辺で店舗出入りのための渋滞が発生した際には誘導員等を配置するなど、通行の安全を確保するとともに、交通の妨げとならないよう対策を講じていただきたい
理 由	店舗予定地周辺の県道 17 号線（小松島港線）及び国道 55 号線は、朝夕のラッシュ時間帯には慢性的な渋滞が発生している。誘導員等の配置等により通行の安全の確保に努めていただきたい。

事項（項目）名	1 住民の利便及び業務の利便の確保のために配慮すべき事項 (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見の内容	店舗予定地周辺道路の歩行者の安全対策に取り組んでいただきたい。
理 由	店舗予定地周辺には小学校等があり、歩行者の安全確保に努めていただきたい。

事項（項目）名	1 住民の利便及び業務の利便の確保のために配慮すべき事項 （２）歩行者の通行の利便の確保等 （４）防災・防犯対策への協力
意見の内容	（２）店舗周辺で歩行者（児童・生徒等）への安全性確保に配慮されたい。 （４）店舗の駐車場等で小中学生が集まるような場合は、警察等と連携し非行防止に対応いただきたい。
理 由	（２）店舗前の駐車場出入口にて、交通量の増加が懸念されるため。 （４）その他の商業施設でも、同様の案件が報告されているため。

事項（項目）名	1 住民の利便及び業務の利便の確保のために配慮すべき事項 （４）防災・防犯対策への協力
意見の内容	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年経済産業省告示 16 号）より、以下の事項について、本市との災害協定の締結を求める。 （１）災害時における食料及び日用品の調達 （２）物資の供給等に関する情報の共有
理 由	近い将来での発生が危惧される南海トラフ地震において、本市では甚大な被害が想定されている。 このため、本市では災害に備え、災害用の食料、また日用品の備蓄に努めているほか、県、国からの支援を目論んでいる。 しかし、被災状況等により、備蓄の減失、支援の遅れも考えられることから、市域内の量販店との物資供給に係る協定の締結を望むものである。

事項（項目）名	1 住民の利便及び業務の利便の確保のために配慮すべき事項 (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見の内容	地球温暖化対策に積極的に取り組み、ごみの排出量や焼却量を削減し、リサイクルを推進する等、環境に配慮した廃棄物処理に努めていただきたい。
理 由	小松島市は令和4年10月20日に「ごみ減量宣言」を行い、環境負荷の少ない循環型社会の実現を目指しているため、ごみの分別を徹底し、減量化やリサイクルに取り組んでいただきたい。

事項（項目）名	2 生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項 (1) 騒音の発生に係る事項 ア 騒音問題に対応するための対応策について
意見の内容	店舗予定地が第一種住居地域であることを十分考慮のうえ、周辺に配慮した騒音低減対策を講じ、静穏な生活環境の保持に努めていただきたい。
理 由	店舗予定地は住宅地に隣接していることから、特に早朝や夜間において、騒音が周辺住民の生活に影響を及ぼす可能性があるため。

事項（項目）名	2 生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項 (2) 廃棄物に係る事項等 ア 廃棄物等の保管について イ 廃棄物等の運搬や処理について
意見の内容	廃棄物の保管、運搬、処理について、周辺の生活環境の保全に努め、適正に処理していただきたい。
理 由	廃棄物の適正な処理は、周辺の生活環境保持につながるため。

事項（項目）名	1 住民の利便及び業務の利便の確保のために配慮すべき事項 （2）歩行者の通行の利便の確保等
意見の内容	・本件開発区域周辺は朝の通勤や通学の混雑が予想されるため、ラッシュ時の工事車両等の通行は避けていただきたい。また、自転車利用者や歩行者の安全確保のため、警備員等の配置を望む。 ・店舗出入口の安全対策について、車両の入出庫時における歩行者、自転車利用者等との事故防止に努めるとともに道路上に入庫車両が滞留しないよう適切な指導、注意喚起を行うことに関して、道路管理者等と十分協議していただきたい。
理 由	道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため。

事項（項目）名	1 住民の利便及び業務の利便の確保のために配慮すべき事項 （4）防災・防犯対策への協力
意見の内容	・本件開発区域の隣接地に居住する住民から、住環境の保全を目的とした目隠しフェンスの設置要望があることから、開発区域内における目隠しフェンスの設置について、配慮いただきたい。 ・本件開発区域周辺には住宅地のほか、小学校、高等学校が立地している。夜間などにおける防犯対策のため、必要に応じ警備員等を配置していただきたい。また、22時まで店舗の営業を予定していることから、防犯用のカメラや照明の設置などについて、配慮いただきたい。 ・開発区域周辺の住環境の保全を図る観点から、開発区域南側の住宅地内の道路（小松島市江田町字腰前35-1）より店舗敷地に行き来できる坂路の設置や水路の蓋掛けなどを行わないよう、お願いしたい。
理 由	本件開発区域周辺には住宅地のほか、小学校、高等学校が立地していることから、夜間などにおける防犯対策に配慮いただきたいため。 周辺地域の住環境の保全を図るため。

事項（項目）名	2 生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項 （１）騒音の発生に係る事項 ア騒音問題に対応するための対応策について
意見の内容	・騒音は周辺住民の日常生活に支障をきたすため、開発時等は騒音低減対策を講じ、静穏な生活環境の保持に努めていただきたい。
理 由	周辺住民の静穏な生活環境を保持するため。

事項（項目）名	2 生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項 （２）廃棄物に係る事項等 イ廃棄物等の運搬や処理について
意見の内容	・地球温暖化等を背景に、ごみの排出量、焼却量を減らすため、環境に配慮した廃棄物処理に努めていただきたい。また、廃棄物の保管、運搬、処理について、周辺の生活環境の保全に努め、適正に処理していただきたい。 ・生活排水に関して、環境省令で規定される一律排水基準及び徳島県生活環境保全条例で定められる上乘せ排水基準に適合させるようお願いしたい。
理 由	地域の生活環境を保持するため。

事項（項目）名	2 生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項 （３）街並みづくり等への配慮等 ウ夜間照明による影響
意見の内容	・屋外照明により、店舗敷地に隣接する住宅や農地等に対し光害とならないよう敷地外への遮光等について十分配慮し、苦情が発生した場合は、適切に対応するようお願いしたい。
理 由	屋外照明により、店舗敷地に隣接する住宅や農地等に対し影響を及ぼすことから、事前に関係者と協議し、周辺住民の意見にも誠意を持った対応が求められるため。